

昭和三十一年国家公安委員会規則第四号

警察官の服制に関する規則

警察官の服制及び服装に関する規則を次のように定める。

(目的)

第一条 この規則は、警察官の服制に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(制式等)

第二条 警察官の被服及び装備品のうち別表に掲げるものの色、地質又は材質及び制式は、同表のとおりとする。

(着用期間)

第三条 次の表の上欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。ただし、警察庁長官(以下「長官」という。)又は警視總監若しくは道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、地方の実情により、これを変更することができる。

冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、冬ワイシャツ、冬ワイシャツ	十二月一日から翌年三月三十一日まで
合服、合活動服、合帽子、合活動帽子、合ワイシャツ、合ワイシャツ、合ワイシャツ	四月一日から五月三十一日まで及び十月一日から十一月三十日まで
ネクタイ及び合活動ネクタイ	六月一日から九月三十日まで
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	六月一日から九月三十日まで

(服装等)

第四条 警察官は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに革手錠並びに階級章及び識別章(長官にあつては警察庁長官章、警視總監にあつては階級章)を着装しなければならない。ただし、次条から第八条までに規定する場合は、この限りでない。

2 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和三十一年国家公安委員会規則第七号)及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成十三年国家公安委員会規則第十四号)に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。

3 警察官は、必要がある場合には、防寒服、雨衣、手袋又は帽子雨覆いを着用することができる。

(活動服の着用等)

第五条 警察官は、長官の定めるところにより、制服上衣、制帽、制服用ワイシャツ又はネクタイに代えて活動服、活動帽、白色のワイシャツ又は活動ネクタイを着用することができる。

2 制服上衣(夏服上衣を除く)、ベスト又は活動服については、状況により着用しないことができる。

(服装等の一部省略)

第六条 警察官は、長官の定めるところにより、第四条第一項に規定する服装等の一部を省略することができる。

(特殊の被服等)

第七条 別表に掲げるもののほか、土地の状況又は勤務の性質により必要な特殊の上衣、ズボン、防寒衣等について必要な事項は、長官が定めるものとする。

(私服の着用)

第八条 警察官は、長官又は警察本部長の定めるところにより、私服を着用することができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(従前の規則の廃止)

2 警察官の服制に関する規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第三号)は、廃止する。

附 則 (昭和三十八年一月二四日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年九月一〇日国家公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和三十九年九月十日から施行する。

附 則 (昭和四十二年六月一日国家公安委員会規則第四号)

この規則は、昭和四十二年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年八月二三日国家公安委員会規則第三号) 抄

この規則は、昭和四十四年八月二十三日から施行する。

附 則 (昭和四十八年六月一四日国家公安委員会規則第四号)

この規則は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(経過規定)

2 帯革の制式およびけん銃の携帯方法については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和五十一年五月二七日国家公安委員会規則第五号)

この規則は、昭和五十一年六月一日から施行する。

2 男子警察官の外とうの制式並びに婦人警察官の服制及び服装については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和五十三年六月一五日国家公安委員会規則第四号)

この規則は、昭和五十三年六月二十日から施行する。

附 則 (平成五年一月二七日国家公安委員会規則第一三号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 1 この規則の施行の際現に警察官に支給されている雨衣又は貸与されている手錠は、当分の間、それぞれ改正後の別表に規定する雨衣又は手錠とみなす。

附 則 (平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二三号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表に規定する外とうは、当分の間、改正後の別表に規定する防寒服とみなす。

附 則 (平成一三年一月九日国家公安委員会規則第一三号) 抄

この規則は、平成一三年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月九日国家公安委員会規則第一四号) 抄

この規則は、平成一三年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月五日国家公安委員会規則第一八号) 抄

この規則は、平成一四年七月一日から施行する。

1 この規則は、平成一四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定中「男子警察官」を「男性警察官」に改める部分、「フアスナ」を「面フアスナ」に改める部分、警察官の服制に関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「女性警察官」に改める部分並びに第四条の改正規定中「男子」を「男性」に改める部分、「フアスナ」を「面フアスナ」に改める部分、交通巡視員の服制に関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「女子」を「女性」に改める部分並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

3 女性警察官は、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則第四條第一項本文の規定にかかわらず、当分の間、手錠を携帯することができる。この場合において、携帯の方法は、所轄庁の長が定めるところによるものとする。

4 この規則の施行の際現に警察官、皇宮護衛官及び交通巡視員に支給されている雨衣は、当分の間、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則別表(皇宮護衛官の服制に関する規則別表)において準用する場合を含む。及び第四条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する雨衣とみなす。

附 則 (平成一七年一月二七日国家公安委員会規則第二二号)

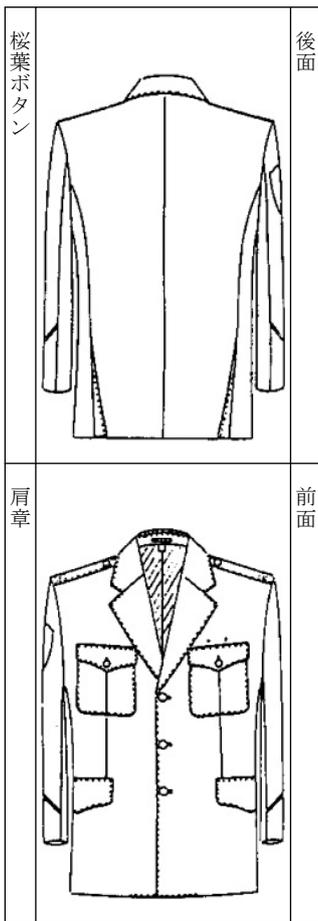
この規則は、平成一七年一月二七日から施行する。

制服	冬服	上衣	色	地質	制式	襟	肩章	濃紺色とする。
								毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交 換織物若しくは交織織物とする。
<p>1 この規則は、平成十八年三月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に警察官に貸与されているけん銃つりひもは、当分の間、この規則による改正後の警察官の制服に関する規則別表に規定するけん銃つりひもとみなす。</p> <p>附則 (平成一八年六月五日国家公安委員会規則第一九号) (施行期日) この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に警察官に貸与されている警棒は、当分の間、この規則による改正後の警察官の制服に関する規則別表に規定する警棒とみなす。</p> <p>附則 (平成一九年三月九日国家公安委員会規則第四号) (施行期日) この規則は、平成十九年七月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に警察官に貸与されている警棒つりは、当分の間、この規則による改正後の警察官の制服に関する規則別表に規定する警棒つりとみなす。</p> <p>附則 (平成一九年八月一日国家公安委員会規則第一六号) (施行期日) この規則は、平成十九年十二月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成二五年四月八日国家公安委員会規則第六号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 (平成二六年二月二二日国家公安委員会規則第一号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 (平成二七年二月二四日国家公安委員会規則第二号) 抄 (施行期日) この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 別表に掲げる被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則 (平成三二年二月八日国家公安委員会規則第一号) (施行期日) この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。</p> <p>附則 (令和四年一月二七日国家公安委員会規則第二号) 抄 (施行期日) この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年三月十五日)から施行する。</p>								
<p>別表(第二条関係)</p> <p>一 男性警察官</p>								

夏服		制服		冬服		上衣		ズボン		ズボン		前面	
色		地質		制式		襟		肩章		袖章		1 前立てに桜葉の模様を付けた黒金色の金属製ボタン(以下「桜葉ボタン」という。)三個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一個を付ける。 3 左右の腰部に貫通口を設け、蓋を付ける。サイドパンツとする。 袖 長袖とする。 エンブレム 1 右袖の上腕部に付ける。 2 地色は濃紺色、枠は金色とし、下部欄に金色の日章を金色の桜で囲んだ記章を入れる。 3 台地は、黒色とする。 4 上部欄の下部には、警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県の名称を金色で表示し、その上部には、長官又は警察本部長が定める図柄を入れる。	
色		地質		制式		襟		肩章		袖章		1 両袖の袖口に近い部位の外側に前面から後面にかけて斜め上に向けて付ける。 2 黒色の地紋織布に巡査部長以上の階級に応じた紺色線、金色線及び銀色線を織り込む。 形状は、図一のとおりとする。 上衣と同色とする。 上衣と同質とする。	
色		地質		制式		襟		肩章		袖章		1 長ズボンとする。 2 腰部にベルト通し七本を付ける。 3 両側及び後面左右にポケット各一個を設ける。後面左右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。 4 形状は、図二のとおりとする。 紺色とする。 毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交換織物若しくは交織織物とする。 冬服上衣と同様とする。 上衣と同色とする。 上衣と同質とする。 冬服ズボンと同様とする。 水色とする。 毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交換織物若しくは交織織物とする。 シャツカラー式とする。 1 藍色とする。	

雨衣												
第一種		第二種										
上衣												
地質	色	制式					地質	色	制式	地質	色	ズボン
		襟	肩章	前面	袖	エンブレム						
合成繊維織物とし、防水加工を施す。	紺色又は白色とする。	形状は、図九のとおりとする。	冬服上衣と同様とする。	袖口の外側に袖バンドを付け、袖バンドを留める面ファスナー一組を付けるほかは、第一種上衣と同様とする。	2 左右の腹部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋を付ける。	1 前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。						

第二種													
		ズボン											
制式	地質	色	制式	地質	色	袖	頭巾	後面	前面	肩章	襟	制式	
													襟
1 コート式とする。	合成繊維織物とし、防水加工を施す。	紺色又は白色とする。	6 形状は、図十一のとおりとする。	4 前立ての上部にドットボタン二組を付ける。裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。	5 裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。	4 前立ての上部にドットボタン二組を付ける。	3 前立てに地色と同色のドットボタン三組を一行に付ける。	2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。	1 前立てに桜葉ドットボタン五組を一行に付ける。	外側の端を両肩部に縫い付け、襟側を地色と同色のドットボタン各一組で留める。	3 襟回りに頭巾を留める凸型ドットボタン四個を付ける。	2 襟元に地色と同色のドットボタン一組を付ける。	1 立ち襟式とする。

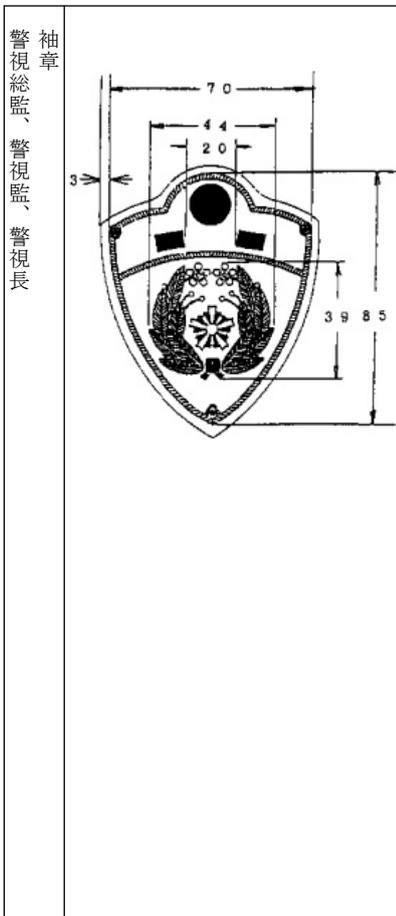


図一 冬服上衣

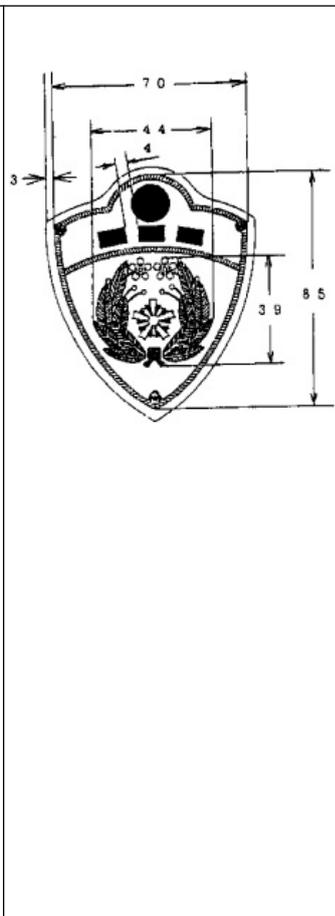
- 備考一 長官の袖章及び帯章は、警視総監のものと同様とする。
- 二 防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。
 - 三 防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。
 - 四 紺色雨衣にあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、光反射布を付けることができる。
 - 五 ベルトにあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。
 - 六 帯革については、拳銃用調整具を用いず、本帯に直接拳銃入れを通すことができる。
 - 七 拳銃つりひもは、帯革の拳銃用調整具又は拳銃入れと留め革の間になす環を大きい輪に通して留める。
 - 八 識別章については、長官の定めるところにより、番号標の裏面を表示することができる。
 - 九 警察庁長官章及び警視総監の階級章は、図二十のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。
 - 十 階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十一のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。
 - 十一 図一から図二十一までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

制式

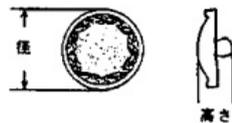
- 1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。
- 2 番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。
- 3 形状は、図十九のとおりとする。



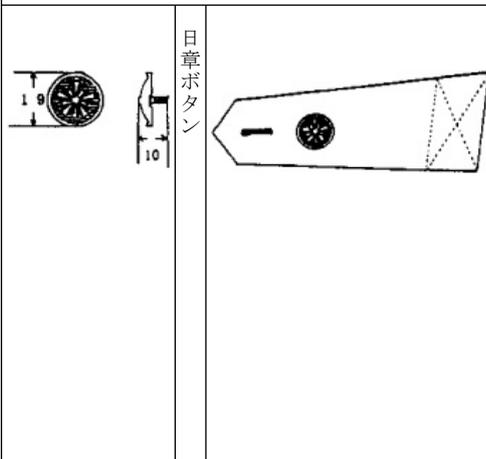
府県名が〇文字の場合



エンブレム
警察庁、都警察及び道県名が〇文字の場合



	径	高さ
前立て用	21	9
ポケット用	19	9



日章ボタン

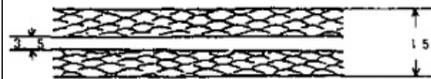
警部、
警部補



警視正、
警視

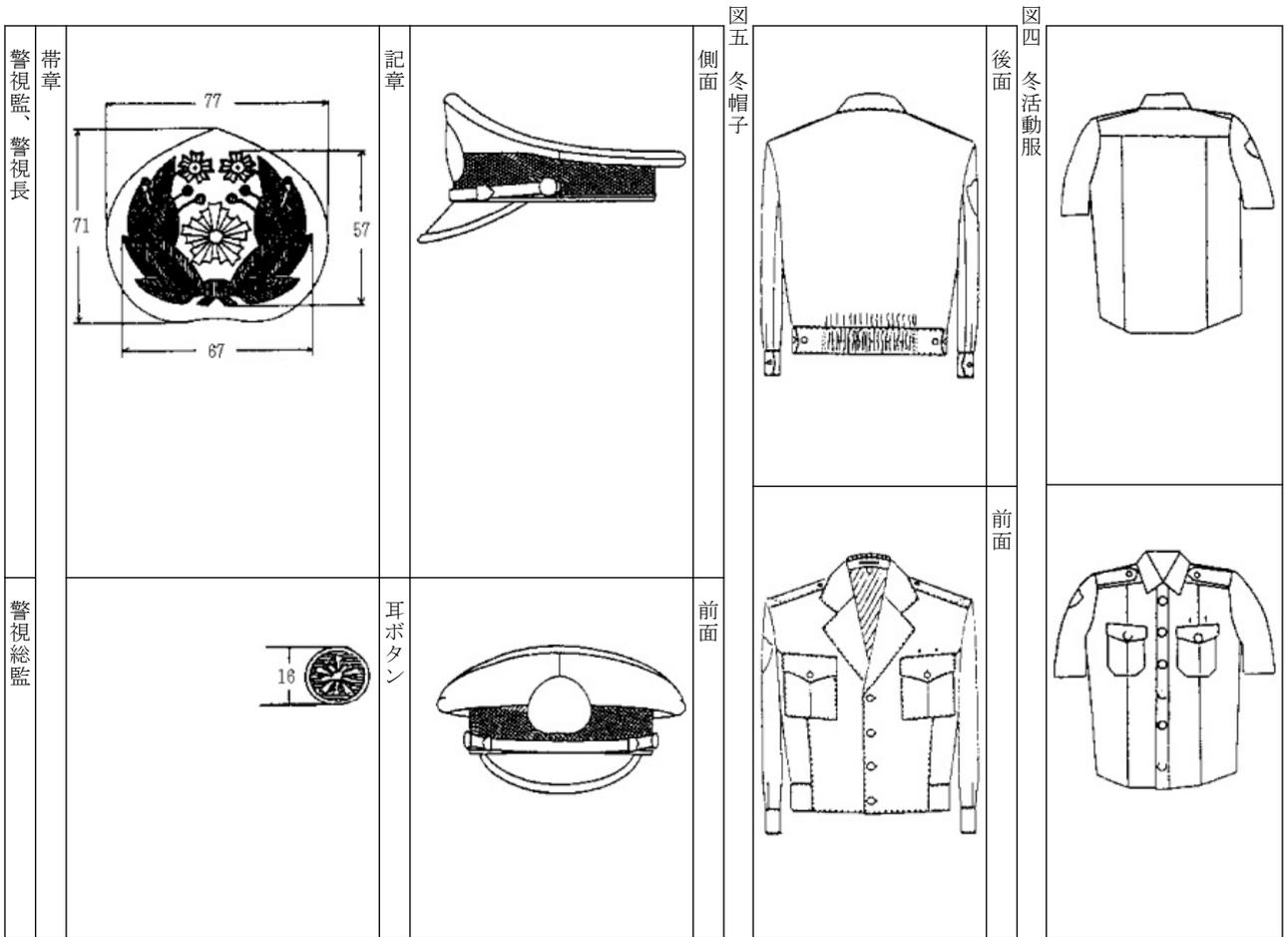
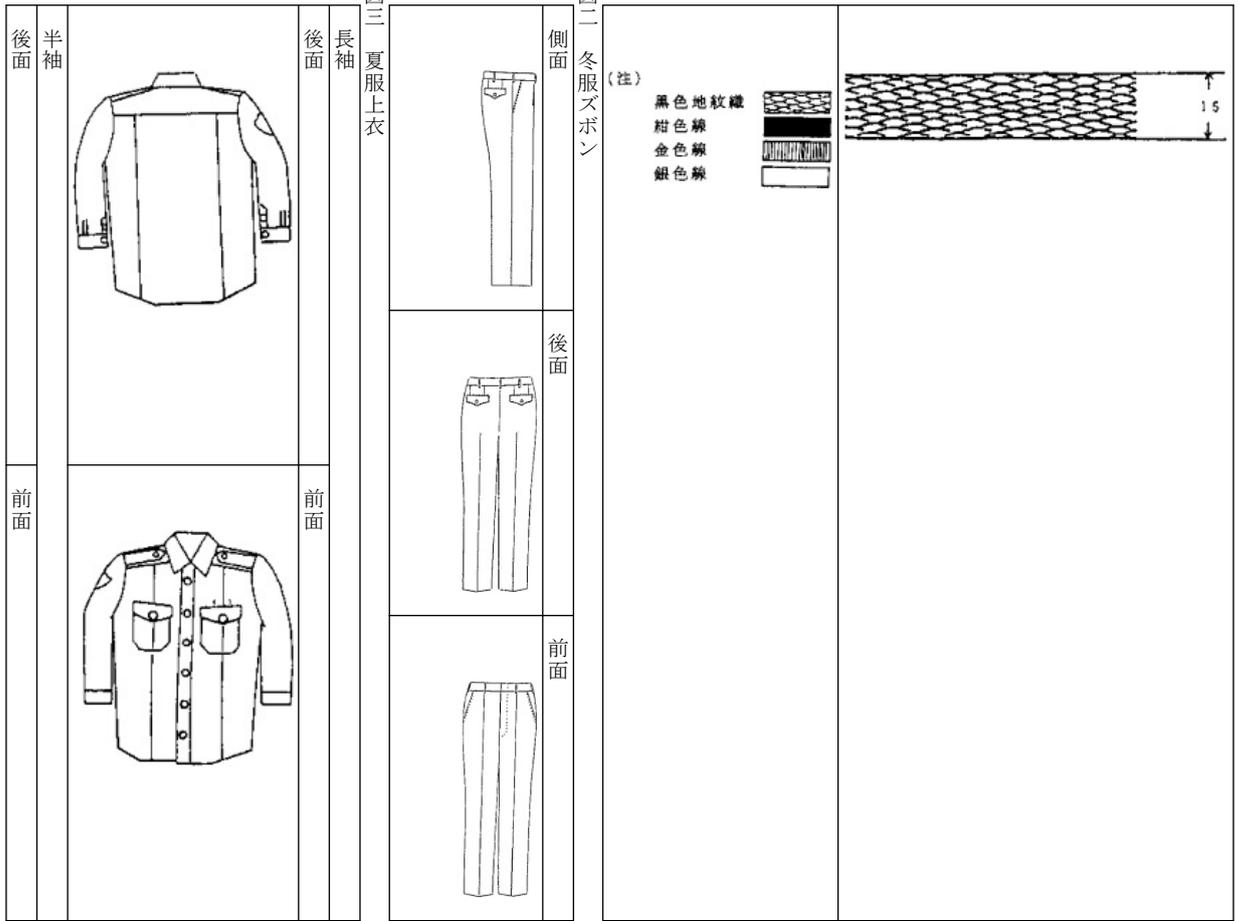


巡查

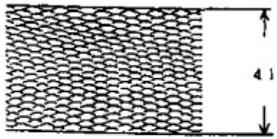
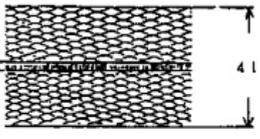
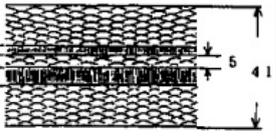
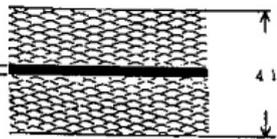
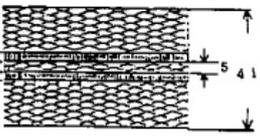
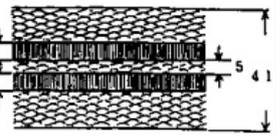


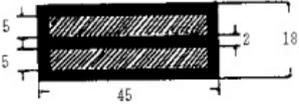
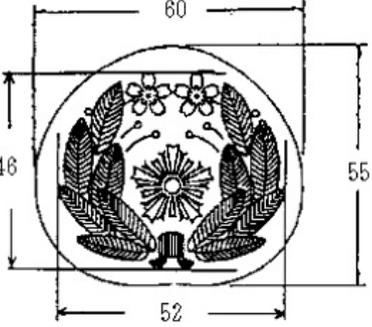
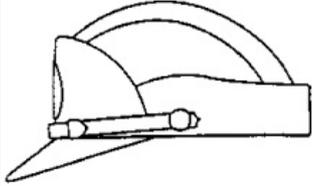
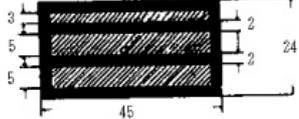
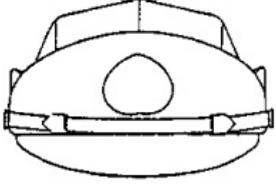
巡查部長

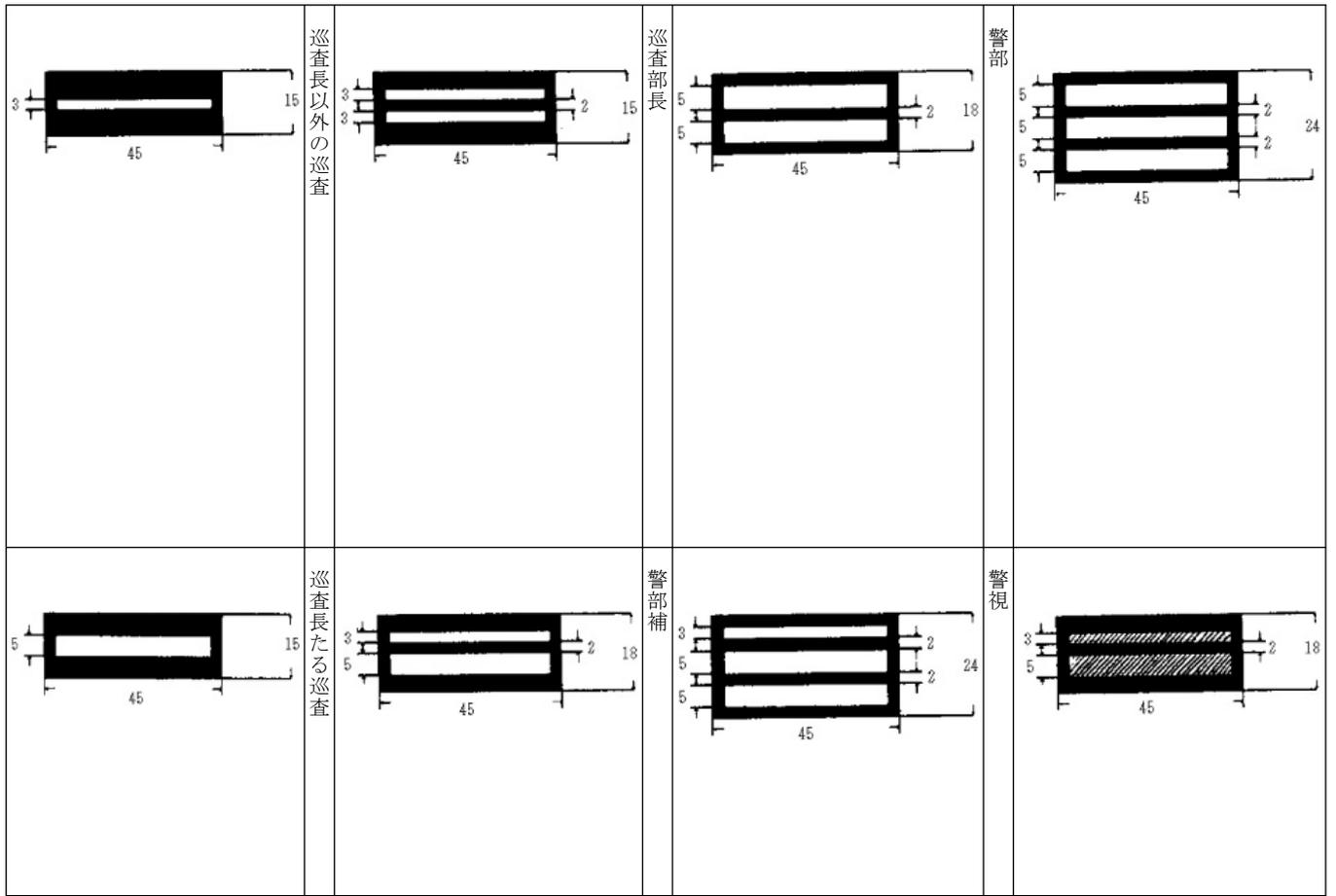




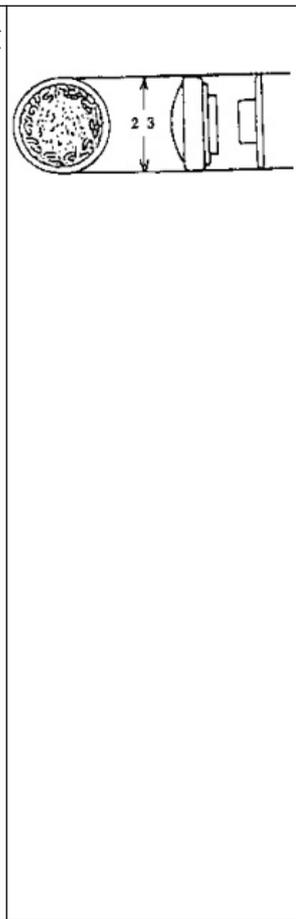
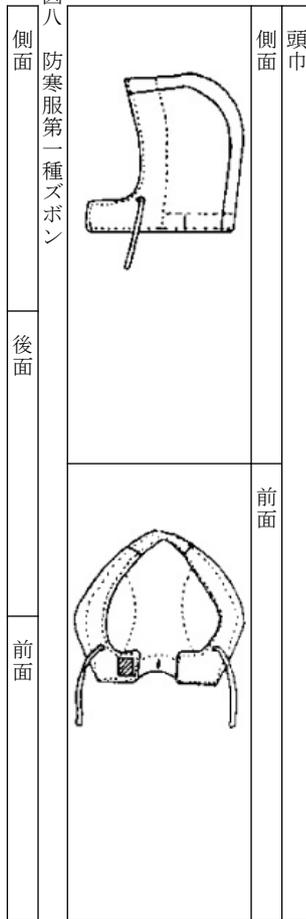
図六 冬活動帽子

<p>(注)</p> <p>黒色地紋織 </p> <p>金色線 </p> <p>紺色線 </p>		<p>巡查部長、巡查</p> 	<p>警部</p> 
		<p>警部補</p> 	<p>警視正、警視</p> 

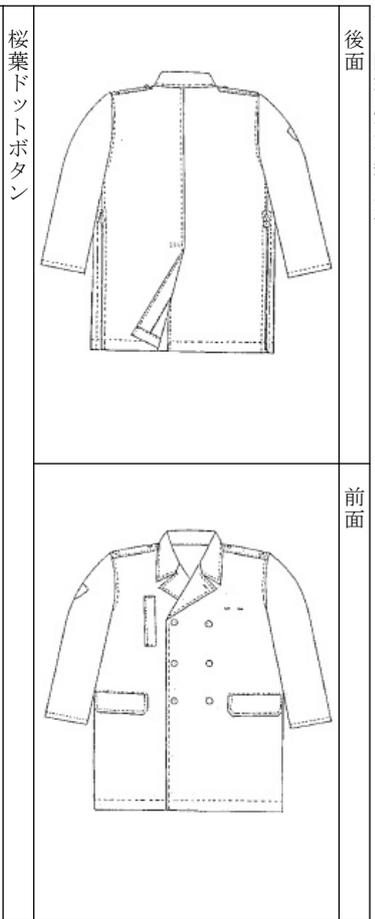
<p>警視正</p> 	<p>階級表示</p> 	<p>記章</p> 	<p>側面</p>
<p>警視長</p> 		<p>警視總監</p> 	<p>耳ボタン</p> 



図八 防寒服第一種ズボン



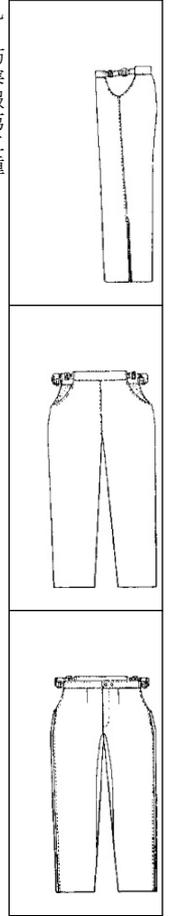
図七 防寒服第一種上衣



(注)

濃紺色地紋様	
金色線	
白色線	

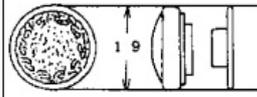
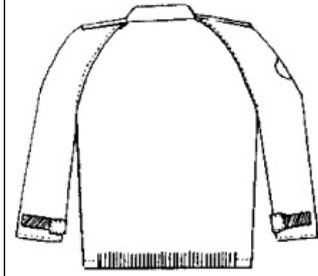
図九 防寒服第二種



後面

前面

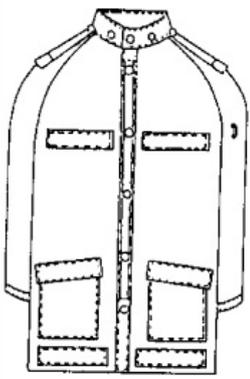
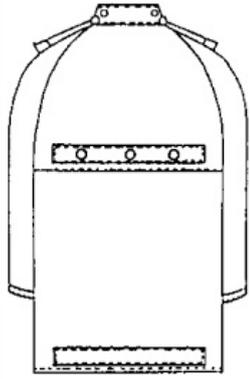
桜葉ドットボタン



図十 雨衣第一種上衣

後面

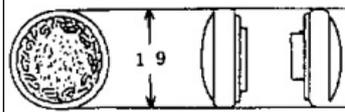
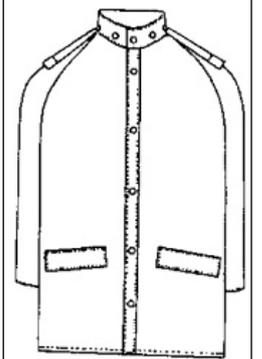
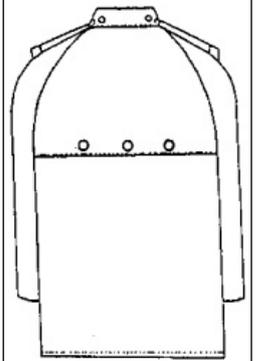
前面



紺色地

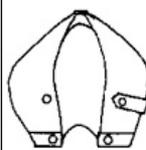
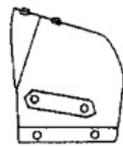
前面

桜葉ドットボタン



側面

前面



図十一 雨衣第一種ズボン

側面

後面

前面

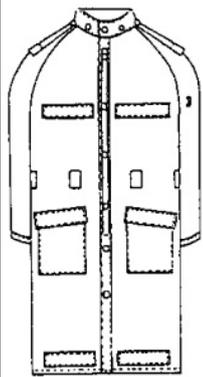
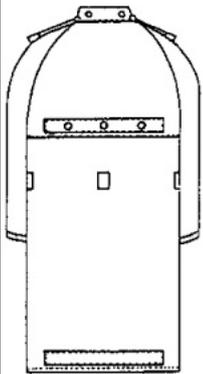


図十二 雨衣第二種

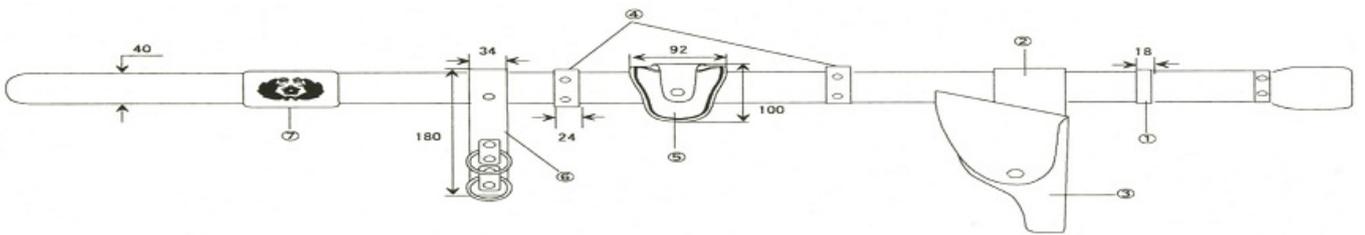
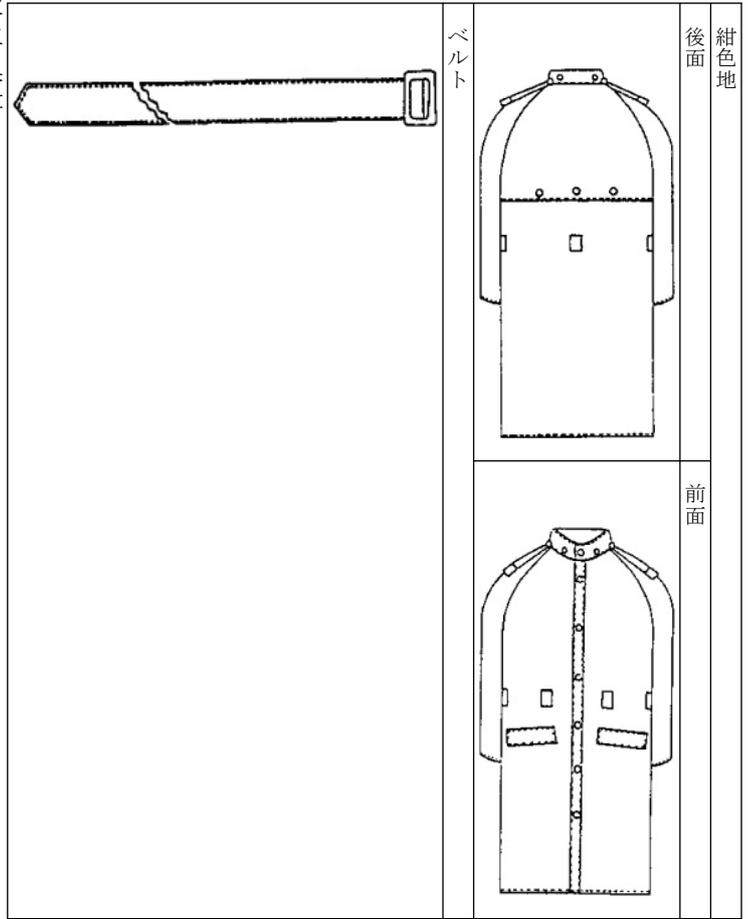
白色地

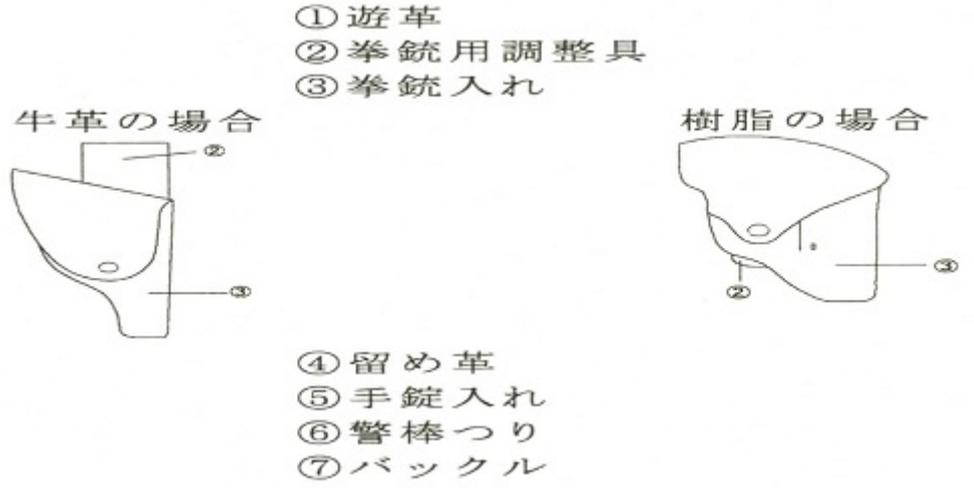
後面

前面



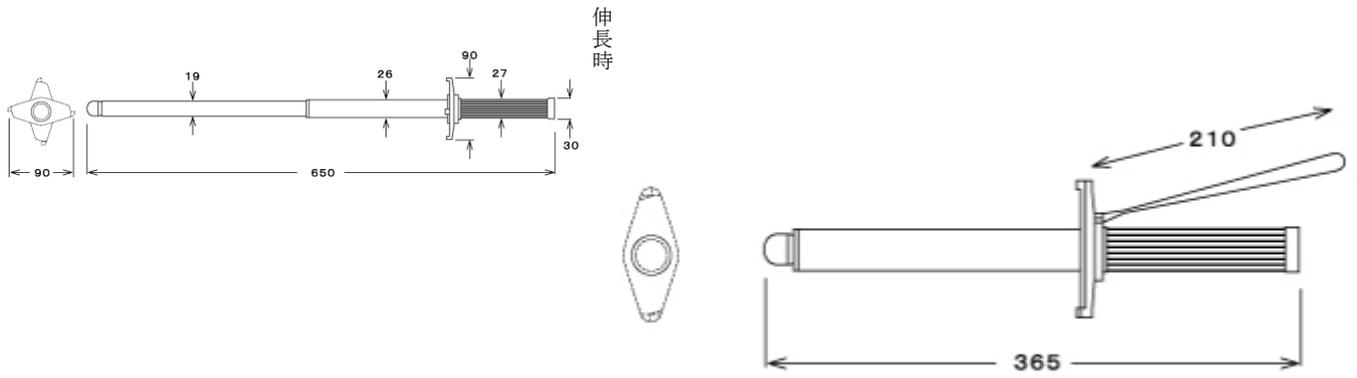
図十三
帯革



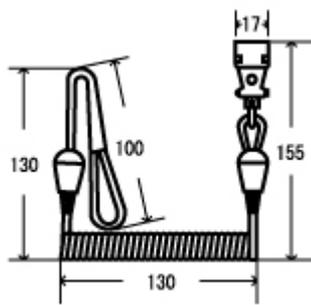


図十四
 収縮時
 警棒

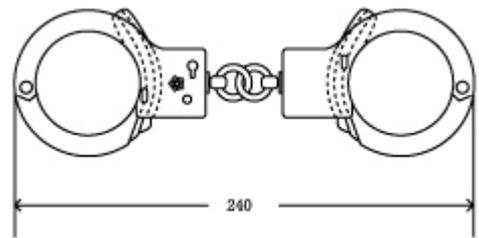




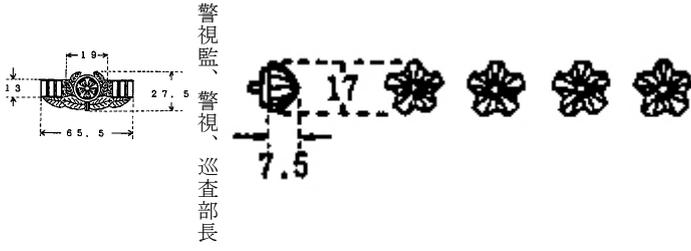
図十七
警察庁長官章



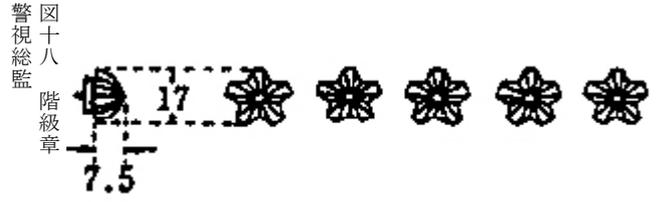
図十六
拳銃つりひも



図十五
手錠



警視監、警視、
巡查部長



警視総監
図十八 階級章

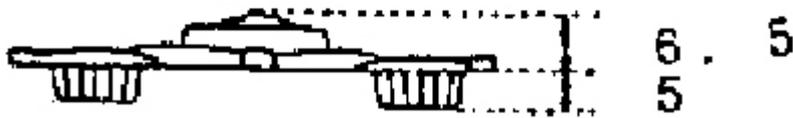
図十九 識別章

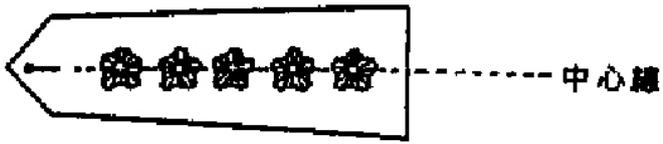


警視正、
警部補、
巡查長以外の
巡查

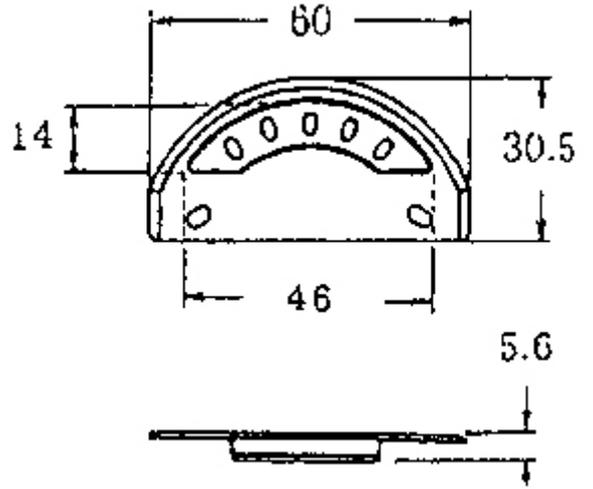


警視長、
警部、
巡查長たる
巡查

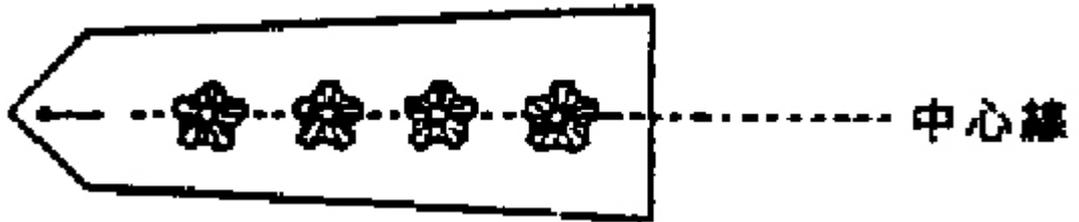




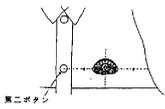
図二十 警察庁長官章及び警視總監の階級章の位置
警察庁長官章



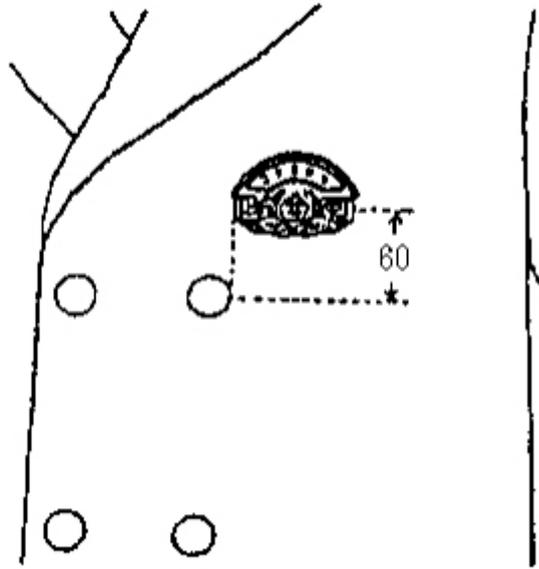
図二十一 階級章及び識別章の位置
制服、活動服及び制服用ワイシャツ



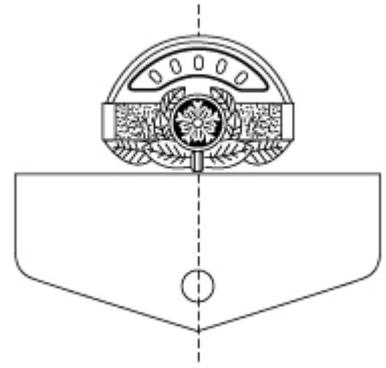
警視總監の階級章



防寒服第二種



(注) 左胸ポケットの蓋の上部に沿って付ける。
防寒服第一種



女性警察官

制服

冬服

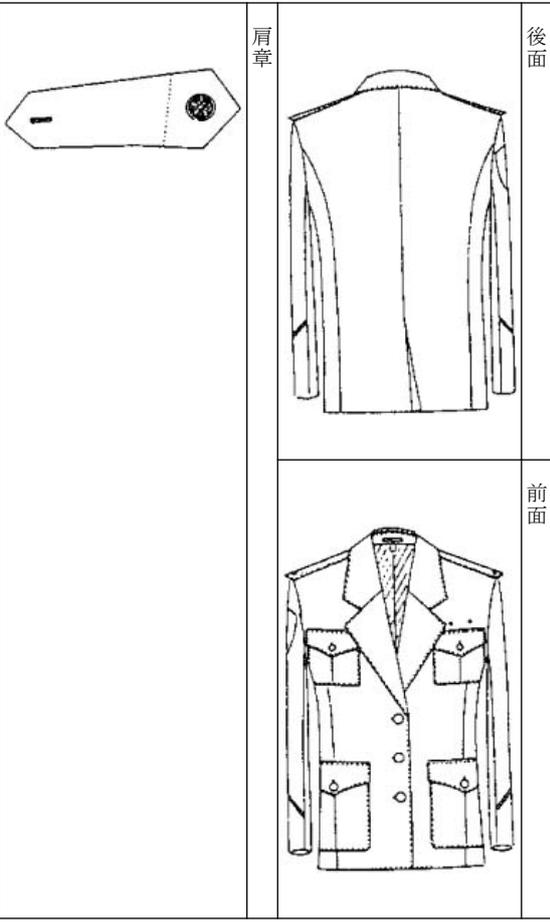
上衣

ズボン		スカート		ベスト			上衣	
制式	地質	制式	地質	制式	地質	制式	地質	
色	色	色	色	色	色	色	色	
1 長ズボンとする。	上衣と同質とする。	1 タイトスカートとする。	上衣と同質とする。	1 前立てに桜葉ボタン三個を一行に付ける。	上衣と同質とする。	1 前立てに桜葉ボタン三個を一行に付ける。	濃紺色とする。	
2 ベルト通しは、スカート又は男性警察官冬服ズボンと同様とする。		2 両側及び後面右にポケット各一個を設ける。後面右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。	形状は、図二のとおりとする。	2 左胸部及び左右の腰部にポケット各一個を設ける。左胸部及び左腰部のポケット口にはフラスナー各一本を付ける。	2 形状は、図一のとおりとする。	2 左右の胸部及び左右の腰部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一個を、左腰部のポケット口にはフラスナー一本を付ける。	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交	
		3 後面の裾にスリットを入れる。		3 前立てに桜葉ボタン三個を一行に付ける。		3 外側の縫い目外側に日章ボタン各一個を付ける。	燃織物若しくは交織織物とする。	
		4 後面の裾にスリットを入れる。		4 襟、袖、エンブレム及び袖章は、男性警察官冬服上衣と同様とする。				
		5 形状は、図三のとおりとする。						
		6 形状は、図三のとおりとする。						

制服用 ワイシャツ	冬ワイシャツ 合ワイシャツ	色	地質	制式	ネクタイ 冬ネクタイ 合ネクタイ	活動ネクタイ 冬活動ネクタイ 合活動ネクタイ	ベルト		靴	手袋	帽子 雨覆い	帯革	警棒	手錠	拳銃 つりひも	警察庁長官章	階級章	識別章
							色	地質										
		白色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 4 1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。	男性警察官ネクタイと同様とする。	男性警察官活動ネクタイと同様とする。	男性警察官ベルトと同色とする。 男性警察官ベルトと同質とする。 男性警察官ベルトと同様とする。 黒色又は白色とする。 白色とする。 無色透明とする。				男性警察官帯革と同様とする。 男性警察官警棒と同様とする。 男性警察官手錠と同様とする。 男性警察官拳銃つりひもと同様とする。 男性警察官警察庁長官章と同様とする。						男性警察官階級章と同様とする。	男性警察官識別章と同様とする。

備考一 長官の袖章は、警視総監のものと同様とする。
 二 冬服及び合服の上衣には、当該上衣の両側にまちを付けた上で当該まちの腰部に貫通口を設け、又は当該上衣の両側の腰部に直接貫通口を設けることができる。この場合において、まちに貫通口を設ける上衣にあつては、当該まちに当該貫通口を覆うためのフアスナーを付ける等により当該貫通口を外部から直接見ることができないようにすることができるものとし、上衣の両側に直接貫通口を設ける上衣にあつては、当該貫通口にフアスナーを付ける等により当該貫通口を塞ぐことができるものとしなければならない。
 三 防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。
 四 防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。
 五 紺色雨衣にあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、光反射布を付けることができる。
 六 ベルトにあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。

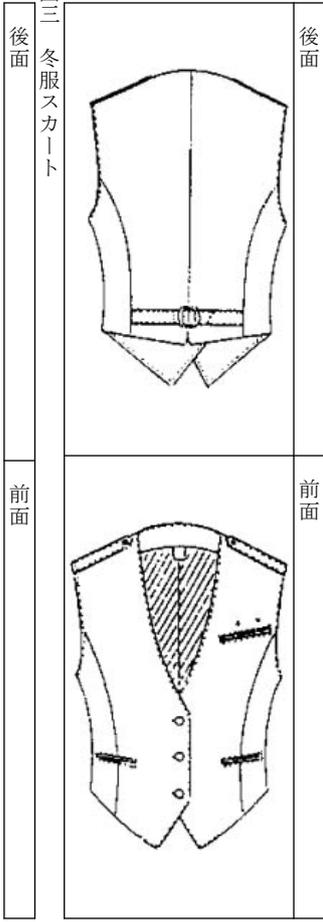
図一 冬服ベスト



後面

前面

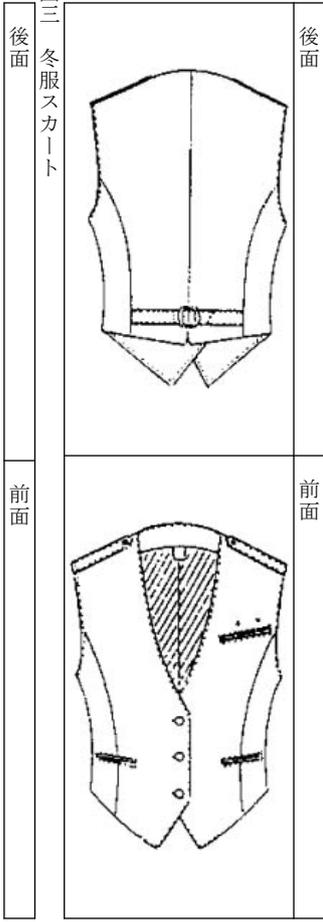
図二 冬服スカート



後面

前面

図三 冬服上衣



後面

前面

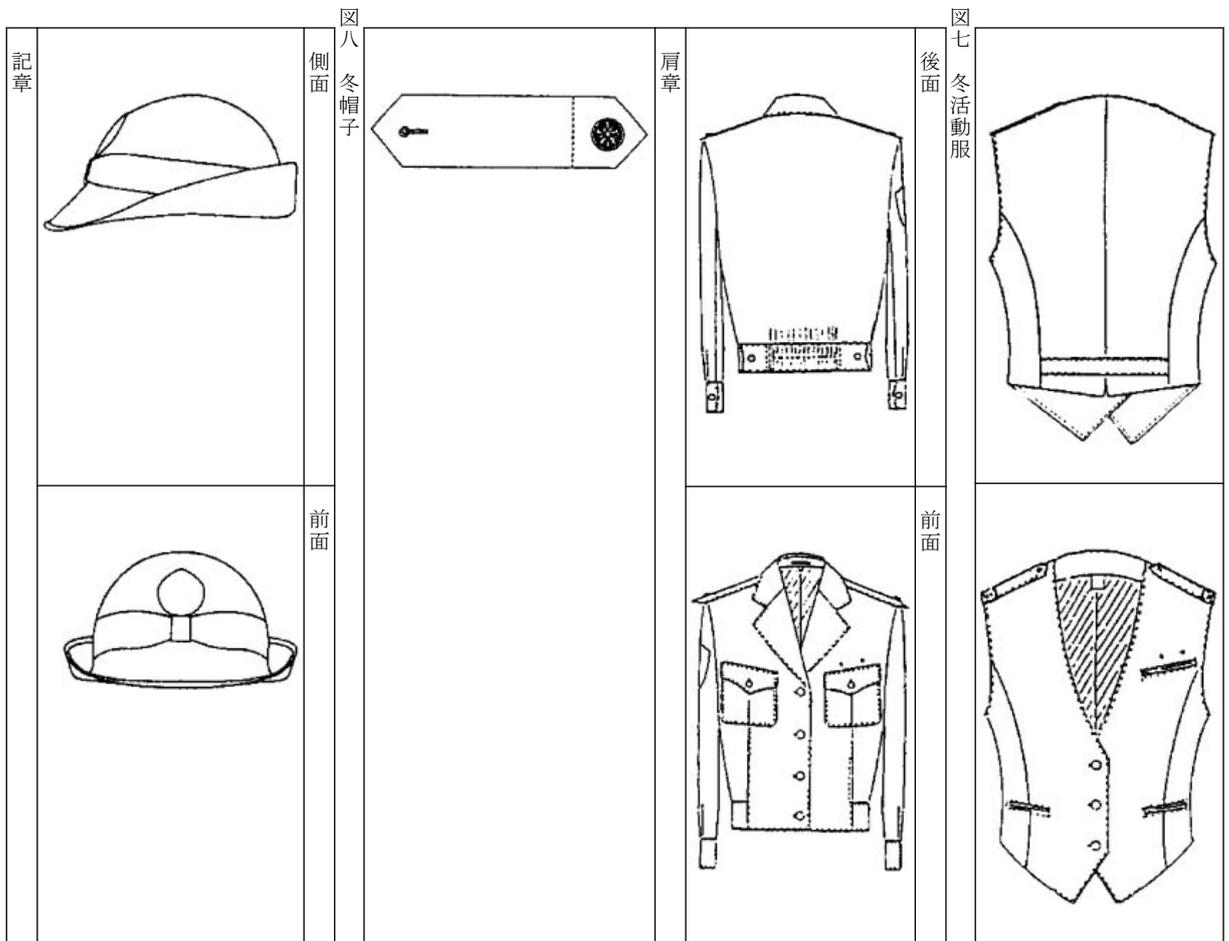
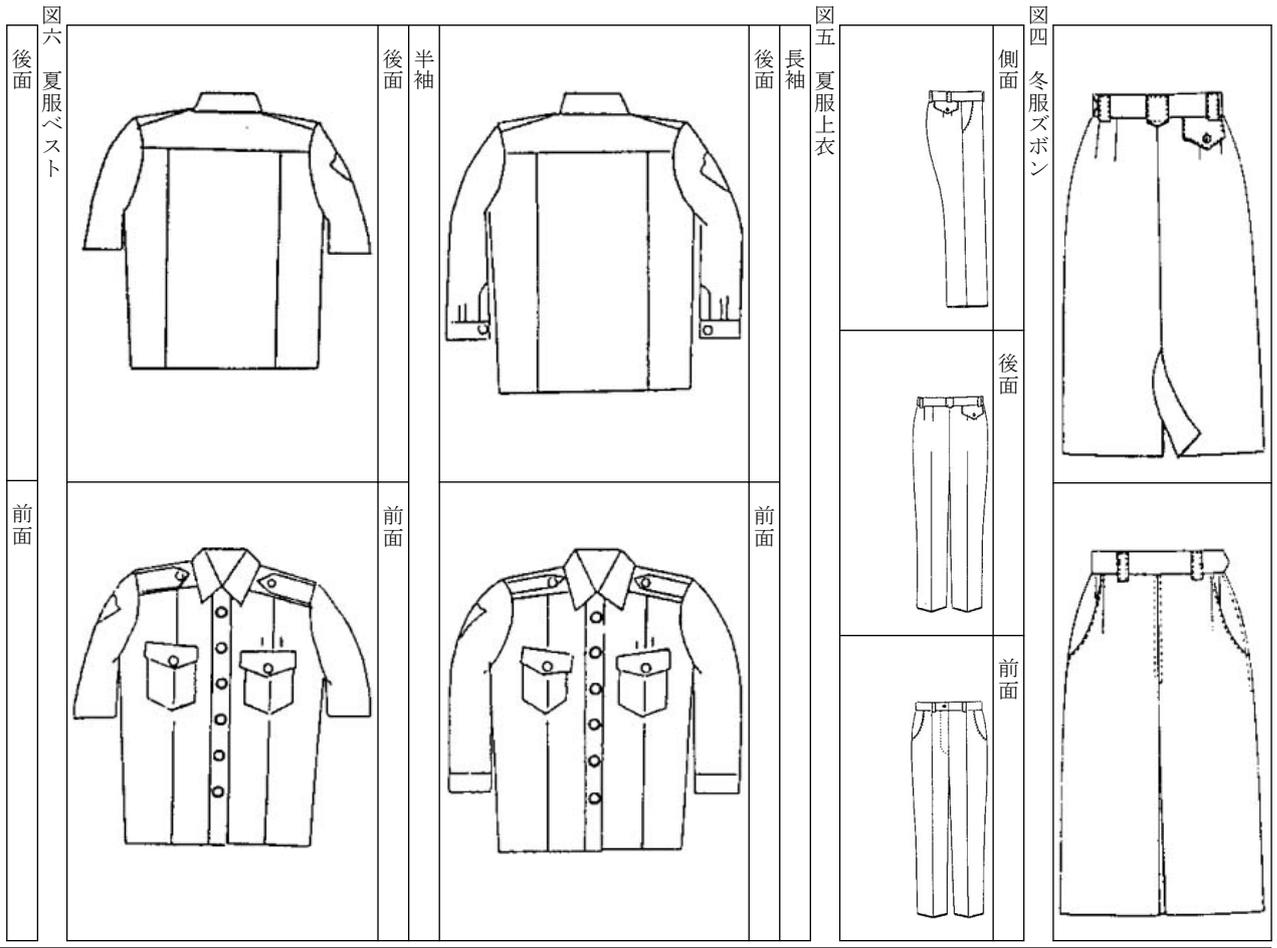
七 帯革については、拳銃用調整具を用いず、本帯に直接拳銃入れを通すことができる。

八 拳銃つりひもは、帯革の拳銃用調整具又は拳銃入れと留め革の間になす環を大きい輪に通して留める。

九 識別章については、長官の定めるところにより、番号標の裏面を表示することができる。

十 警察庁長官章、階級章及び識別章の取付け位置は、男性警察官の場合と同様とする。ただし、階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。

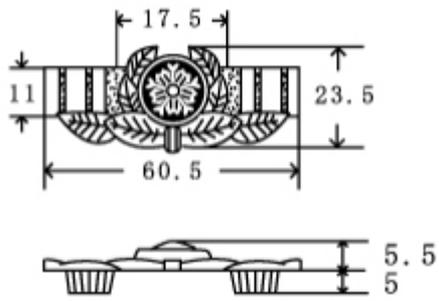
十一 図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。



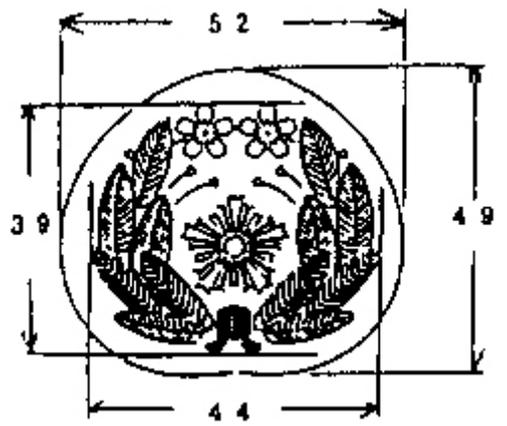
図九 冬活動帽子記章

<p>(注)</p> <p>黒色グログラン織</p> <p>金色線</p> <p>紺色線</p>		巡査部長、巡査		警部		警視監、警視長	<p>帯章</p>
		警部補		警視正、警視		警視総監	

図十一 階級章及び識別章の取付け位置



図十 階級章



(注) 左胸のポケットの上部に付ける。

